

○国立大学法人埼玉大学広報渉外室規則

〔平成27年9月24日〕
規則第19号

改正 平成28. 3. 17 27規則69 平成28. 3. 29 27規則80

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則第13条の4の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）に、広報渉外室を置く。

(目的)

第2条 広報渉外室は、本学における広報渉外活動を円滑に推進するための企画、立案、総括及び連絡調整を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 広報渉外室においては、学長が命ずる次に掲げる業務を行う。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 社会連携に関すること。
- (3) 卒業生等との連携事業等に関すること。
- (4) 埼玉大学基金に関すること。
- (5) その他広報及び渉外に関すること。

(組織)

第4条 広報渉外室は、次の者をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 事務職員

(室長)

第5条 室長は、学長が指名する事務職員をもって充てる。

2 室長は、広報渉外室の業務を掌理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 埼玉大学総務部総務課に置く室の取扱いについて（平成25年2月1日事務局長裁定）は、廃止する。

附 則（平成28. 3. 17 27規則69）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人埼玉大学広報戦略室規則（平成20年規則第59号）は、廃止する。

附 則（平成28. 3. 29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。